文化庁長官表彰(国際芸術部門)実施細則

平成 1 9 年 1 0 月 3 日 文化部芸術文化課長決定 平成 2 6 年 7 月 1 日一部改正

(趣旨)

第1条 芸術各分野において国際的に活躍し、特に顕著な成果をあげた者を表 彰することにより、我が国文化の向上、発展、国際文化交流の促進に資する。

(対象)

- 第2条 文化庁長官は、次の各号に掲げる者を表彰する。
- (1)芸術各分野において国際的に評価の高い賞を受賞し、又は国際的なコン クール等において輝かしい成績を収めた者
- (2)前号に準ずる者で、文化庁長官が特に必要と認めたもの

(表 彰)

- 第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰に当たっては、副賞を添 えることができる。
- 2 表彰は随時行うものとする。

(意見聴取)

第4条 第2条に掲げる者の表彰に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の 意見を聞くものとする。

(その他)

第5条 この実施細則に関する必要な事項は、別に定める。